

足寄町役場建設課上下水道室

令和6年度 水質検査計画



【写真：足寄町大誉地 ^{とぶし}斗伏の滝】

目次

1. 基本方針
2. 水道事業概要 表-1
3. 水道の原水及び浄水の状況
4. 検査（採水）地点
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の精度・評価及び計画の見直しについて
9. 水質検査の公表
10. その他
11. 関係法規等 図-1・別表1・別表2

1. 基本方針

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される浄水（別紙地点）及び原水（着水池及び水源）とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質検査項目等とします。
- (3) 検査頻度は、浄水試験については、水道法に基づき色及び濁り、残留塩素等の検査（水道法施行規則第15条第1項第1号）は、1日1回行います。また水道法に基づき一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、PH値、味、臭気、色度、濁度の検査（水道法施行規則第15条第1項第3号）は、月1回行います。また、消毒副生成物については年4回行い、その他の項目については、過去の結果に応じて1年に1回若しくは3年に1回以上行います。

原水試験については、年1回の全項目試験を行います。（5. 水質検査項目及び検査頻度参照）

2. 水道事業概要

上水道・簡易水道・西足寄地区専用水道（表-1 参照）

人口は令和6年1月末現在、年間総配水量は令和5年2月から令和6年1月末までの実績。

表-1 上水道・簡易水道・西足寄地区専用水道

	上水道	西足寄地区専用水道	足寄簡易水道	
			芽登地区	螺湾地区
浄水場名	常盤浄水場 北区浄水場	西足寄浄水場	芽登浄水場	螺湾浄水場
浄水方式	緩速濾過法	緩速濾過法	—	前処理+緩速濾過法
水源種別	湧水	表流水	表流水	湧水
行政区域内人口（人）	6,149			
給水区域内人口（人）	4,928	367	64	32
計画給水人口（人）	7,300	1,045	750	60
現在給水人口（人）	4,874	321	64	26
年間総配水量（m ³ ）	577,538	255,470	24,558	1,905
日平均給水量（m ³ ）	1,582	700	67	5
日最大給水量（m ³ ）	2,131	839	97	18
年間塩素使用量（ℓ）	868	925	74	10

	足寄簡易水道		
	上利別地区	上足寄地区	大誉地地区
浄水場名	上利別浄水場	上足寄浄水場	大誉地浄水場
浄水方式	消毒のみ	消毒のみ	緩速濾過法
水源種別	井戸（浅井戸）	湧水	伏流水
行政区域内人口（人）	6,149		
給水区域内人口（人）	34	9	45
計画給水人口（人）	80	15	75
現在給水人口（人）	32	9	35
年間総配水量（m ³ ）	9,740	1,435	1,560
日平均給水量（m ³ ）	27	4	4
日最大給水量（m ³ ）	40	6	13
年間塩素使用量（ℓ）	29	4	5

3. 水道の原水及び浄水の状況

足寄町の水道の水源は、周囲を町有林・九州大学演習林・国有林に囲まれており、生活排水等の汚染要因となる物が混入する心配がないため、各浄水場では、原水の種別等（湧水・伏流水・表流水など）を踏まえて適正な浄水処理を行っています。水道水は、これまでの検査結果で、水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。

4. 検査（採水）地点

(1) 浄水（図-1及び別表1参照）

上水道・簡易水道・西足寄地区専用水道ごとに検査（採水）地点を設けて検査を行います。

(2) 原水（図-1及び別表1参照）

上水道・簡易水道・西足寄地区専用水道・芽登営農用水道ごとに検査（採水）地点を設けて検査を行います。

5. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 水質基準が適用される原水・浄水の水質検査項目と検査頻度（別表2参照）

・水質検査項目

法令に基づく水質検査表の原水及び浄水において水質基準項目（原水 38 項目、浄水 51 項目）の水質検査を行います。

・検査頻度

原水については、上水道、簡易水道、西足寄地区専用水道、芽登営農用水道において、年1回の38項目検査を行います。浄水については、毎月検査項目（水質検査項目 No.1.2.38.46～51）、年4回項目消毒副生成物（水質検査項目 No.10.21～31）、その他項目は過去の結果に応じて年1回または3年に1回行います。

- ・検査頻度の緩和及び省略

毎月検査以外の項目については、法令上、過去の水質結果が水質基準値の1/2を超えない場合に限り、過去3年間の検査結果が水質基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで省略、1/5以下1/10未満の場合は1年に1回まで省略が可能であり、各水道施設においてその基準に該当する項目については検査頻度を緩和します。

- ・足寄簡易水道螺湾地区

足寄簡易水道螺湾地区（旧螺湾簡易水道）について、平成17年度にNo.33「アルミニウム及びその化合物」が水質基準を超過したため当該項目を毎月検査としていましたが、過去10年間に於いて基準を超過する結果は得られなかったため、法令に準じて3か月に1回の検査頻度とします。

- ・芽登営農用水道

足寄簡易水道芽登地区への配水の共同化、及び、旧足寄簡易水道喜登牛地区廃止に伴い同地区への配水を担うことから、原水38項目試験等の検査を行います。

- ・クリプトスポリジウム対策

クリプトスポリジウム対策として、地表水を水源とする西足寄地区専用水道、芽登営農用水道、原水において指標菌が検出された足寄簡易水道螺湾地区においては、年1回の検査及び月1回の指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査を行います。上水道、その他の簡易水道においては年1回の検査及び3か月に1回の指標菌検査を行います。

6. 水質検査方法

(1) 水質検査方法については、当町には検査機器設備等が整っていないため設備の整った検査機関に委託し検査します。

- ・定期水質検査については、最寄りの公的検査機関である帯広市上下水道部水質検査センターに依頼します。
- ・臨時水質検査については、水道法第20条第3項の定める登録検査機関に依頼します。
- ・それぞれ採水用具、容器、その他採水に必要な物品等は、各検査機関が用意します。採水は、当職員及び委託巡視員が行います。運搬については、宅配業者に依頼し、運搬中は保冷若しくは保温対策を行うとともに破損防止の措置を施します。

7. 臨時の水質検査

(1) 水源等で、下記のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、浄水が水質基準値を超えるおそれがある場合には、直ちに取水を停止して、必要に応じて原水、浄水を採水し、臨時の水質検査を行います。

- ・原因不明の色及び濁りの変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき
- ・水源付近の河川等で魚が死んで多数の浮上があるとき
- ・臭気等に著しい変化が生じるなどの異常がある場合
- ・定期水質検査で異常が見つかったとき

(2) 臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、異常の終息と蛇口の水の安全性が確認されるまで行います。

8. 水質検査の精度・評価及び計画の見直しについて

(1) 水質検査の評価は、検査ごとに行います。年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じて水質検査計画の見直しを行います。

- (2) 水質検査機関の精度については、検査委託事業者に対し、検査の精度及び信頼性確保のため、国が行う精度管理の評価試験結果の提出を求める若しくは、年1回程度水質検査機関へ出向き検査施設の状況確認など信頼性の確保に努めます。

9. 水質検査の公表

足寄町情報公開条例及び足寄町情報公開条例施行規則に基づき、水質検査計画及び水質検査結果等を公表します。

10. その他

上記水質検査に関わる事項について関係機関と十分に調整を図りながら適切な水質検査、水質管理の実施を行います。

1 1. 関係法規等

水道法第20条

(水質検査)

第二十条 水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

3 水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、厚生労働省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

(昭五二法七三・平一一法一六〇・平一三法一〇〇・平一五法一〇二・一部改正)

(登録)

第二十条の二 前条第三項の登録は、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査を行おうとする者の申請により行う。

(平一五法一〇二・追加)

水道法第20条第3項 登録検査機関

名称	所在地
一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター	北海道札幌市豊平区平岸1条8丁目6-6
株式会社環境科学研究所	北海道函館市西桔梗町28-1
日本衛生株式会社	北海道札幌市清田区平岡1条1丁目1-40
株式会社環境リサーチ	北海道札幌市豊平区中の島2条9丁目1番1号
株式会社北炭ゼネラルサービス	北海道苫小牧市あけぼの町1丁目3番3号
カンエイ実業株式会社	北海道札幌市中央区南7西6-286-6
株式会社公清企業	北海道札幌市中央区北1条東15丁目140番地
環境コンサルタント株式会社	北海道釧路市錦町5丁目3番地三ツ輪ビル4階
エア・ウォーター北海道株式会社	北海道札幌市豊平区月寒東2条16丁目1番7号

※北海道に所在地のある名称のみ抜粋(令和4年11月22日現在 北海道庁環境生活部環境保全局環境政策課 HPより)

水道法施行規則第15条

(定期及び臨時の水質検査)

第十五条 法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 次に掲げる検査を行うこと。

イ 一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査

ロ 第三号に定める回数以上行う水質基準に関する省令の表(以下この項及び次項において「基準の表」という。)の上欄に掲げる事項についての検査

二 検査に供する水(以下「試料」という。)の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を

選定すること。ただし、基準の表中三の項から五の項まで、七の項、九の項、十一の項から二十の項まで、三十六の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあつては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。

三 第一号口の検査の回数は、次に掲げるところによること。

イ 基準の表中一の項、二の項、三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね一箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあつては、おおむね三箇月に一回以上とすることができる。

ロ 基準の表中四十二の項及び四十三の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね一箇月に一回以上とすること。

ハ 基準の表中三の項から三十七の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね三箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三の項から九の項まで、十一の項から二十の項まで、三十二の項から三十七の項まで、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値（基準の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。）の五分の一以下であるときは、おおむね一年に一回以上と、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、おおむね三年に一回以上とすることができる。

四 次の表の上欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、同表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号及び前号の規定にかかわらず、省略することができること。

<p>基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十二の項、十三の項（海水を原水とする場合を除く。）、二十六の項（浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。）、三十六の項、三十七の項、三十九の項から四十一の項まで、四十四の項及び四十五の項の上欄に掲げる事項</p>	<p>原水並びに水源及びその周辺の状況</p>
<p>基準の表中六の項、八の項及び三十二の項から三十五の項までの上欄に掲げる事項</p>	<p>原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第一条第十四号の薬品等及び同条第十七号の資機材等の使用状況</p>
<p>基準の表中十四の項から二十の項までの上欄に掲げる事項</p>	<p>原水並びに水源及びその周辺の状況（地</p>

	下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)
基準の表中四十二の項及び四十三の項の上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、上欄に掲げる事項を産出する藻類の発生状況を含む。)

- 2 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。
- 一 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に基準の表の上欄に掲げる事項について検査を行うこと。
- 二 試料の採取の場所に関しては、前項第二号の規定の例によること。
- 三 基準の表中一の項、二の項、三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号の規定にかかわらず、省略することができること。
- 3 第一項第一号口の検査及び第二項の検査は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。
- 4 第一項第一号イの検査のうち色及び濁りに関する検査は、同号口の規定により色度及び濁度に関する検査を行った日においては、行うことを要しない。
- 5 第一項第一号口の検査は、第二項の検査を行った月においては、行うことを要しない。
- 6 水道事業者は、毎事業年度の開始前に第一項及び第二項の検査の計画（以下「水質検査計画」という。）を策定しなければならない。
- 7 水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの
- 二 第一項の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由

三 第一項の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由

四 第二項の検査に関する事項

五 法第二十条第三項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容

六 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

8 法第二十条第三項ただし書の規定により、水道事業者が第一項及び第二項の検査を地方公共団体の機関又は登録水質検査機関（以下この項において「水質検査機関」という。）に委託して行うときは、次に掲げるところにより行うものとする。

一 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項（第二項の検査のみを委託する場合にあつては、口及びへを除く。）を含むこと。

イ 委託する水質検査の項目

ロ 第一項の検査の時期及び回数

ハ 委託に係る料金（以下この項において「委託料」という。）

ニ 試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法

ホ 水質検査の結果の根拠となる書類

ヘ 第二項の検査の実施の有無

二 委託契約書をその契約の終了の日から五年間保存すること。

三 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

四 試料の採取又は運搬を水質検査機関に委託するときは、その委託を受ける水質検査機関は、試料の採取又は運搬及び水質検査を速やかに行うことができる水質検査機関であること。

五 試料の採取又は運搬を水道事業者が自ら行うときは、当該水道事業者は、採取した試料を水質検査

機関に速やかに引き渡すこと。

六 水質検査の実施状況を第一号ホに規定する書類又は調査その他の方法により確認すること。

足寄町情報公開条例

平成 14 年 3 月 12 日

改正

平成 28 年 3 月 3 日

令和 5 年 3 月 7 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、町が保有する情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、町民の知る権利の保障と町政への参加に資するとともに、町政に対する町民の理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した町民本位の開かれた町政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）その他これに類するものから出力又は採録されたものであって、作成したものについては決裁等の手続、取得したものについては供覧等の手続を終了し、実施機関において管理しているものをいう。
- (3) 公文書の開示 公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、町民の公文書の開示を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされないことがないように最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第 4 条 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

第 2 章 公文書の開示

(公文書の開示を請求できるもの)

第 5 条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書（第 5 号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書に限る。）の開示の請求をすることができる。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町内の事業所又は事務所に勤務する者
- (4) 町内の学校に在学する者
- (5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(開示請求の手続)

第 6 条 公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公文書の件名又は内容その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) その他実施機関が定める事項

（開示請求に関する決定）

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、その翌日から起算して14日以内に、当該開示請求に係る公文書を開示する旨又は開示しない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、当該決定に係る開示請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかにその内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定が開示請求に係る公文書を開示しない旨の決定（第10条による部分開示の決定を含む。）であるときは、その理由を前項の書面に付記しなければならない。この場合において、当該公文書の全部又は一部について開示可能となる時期が明らかであるときは、併せてその旨を付記しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する旨及びその理由を請求者に対し速やかに通知しなければならない。

（第三者に関する情報）

第8条 実施機関は、前条第1項の決定をする場合において、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

（開示しないことができる情報）

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されているときは、当該公文書を開示しないことができる。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 町の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 町の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 町が経営する企業又は独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第10条 実施機関は、開示請求を受けた情報に、不開示情報とそれ以外の情報が記録されている場合には、これを可能な限り区分し、不開示情報が記録されている部分を除いて、当該情報を開示しなければならない。

足寄町情報公開条例施行規則（別表及び様式等省略）

平成14年3月12日

改正

平成17年12月29日規則第36号

平成28年3月31日規則第10号

令和5年3月13日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、足寄町情報公開条例（平成14年足寄町条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書)

第2条 条例第6条に規定する請求書は、別記第1号様式の公文書開示請求書によるものとする。

(公文書開示請求書の記載事項)

第3条 条例第6条第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内の事務所又は事業所に勤務するものにあつては、その勤務先の名称及び所在地
- (2) 町内の学校に在学する者にあつては、その在学先の名称及び所在地
- (3) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものにあつては、その利害関係の内容
(公文書開示等の決定通知)

第4条 条例第7条第2項に規定する決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公文書の開示をすることと決定した場合 別記第2号様式の公文書開示決定通知書
- (2) 公文書の開示をしないことと決定した場合 別記第3号様式の公文書不開示決定通知書
- (3) 公文書の部分開示をすることと決定した場合 別記第4号様式の公文書部分開示決定通知書

2 条例第7条第4項の規定により決定期間の延長をする場合の通知は、別記第5号様式の公文書開示決定期間延長通知書により行うものとする。

(第三者への照会等)

第5条 条例第8条の規定により第三者から意見を聴く場合は、別記第6号様式の公文書開示請求に関する照会書及び別記第7号様式の公文書開示請求に関する回答書により行うものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、口頭により意見を聴取することができる。

2 前項の規定より意見を聴取した場合において、条例第7条第1項の決定をしたときは、当該第三者に対し、別記第8号様式の公文書開示等に関する決定通知書により当該決定の内容を通知するものとする。

(公文書の閲覧)

第6条 公文書を閲覧する者は、当該公文書を丁寧に取り扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

2 町長は、前項の規定に違反する者に対しては、公文書の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(公文書の写しの交付)

第7条 公文書の写しの交付部数は、開示請求があつた公文書1件につき1部とする。

(費用の負担)

第8条 条例第12条ただし書きに規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受ける前に納付しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。

(審査請求に関する手続)

第9条 条例第13条に規定する審査請求は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく手続により行うものとする。

2 町長は、条例第13条の裁決をしたときは、遅滞なく別記第9号様式の公文書開示審査請求裁決通知書により、当該審査請求人に通知するものとする。

(運用状況の公表)

第10条 条例第25条の規定による運用状況の公表は、年度ごとの開示請求の件数、開示裁決の件数、不開示裁決の件数、部分開示裁決の件数、審査請求の件数、審査請求に対する裁決を行った件数その他必要な事項について、足寄町公告式条例(昭和30年足寄町条例第1号)の例により行うものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 29 日規則第 36 号）

この規則は、公布の日から施行する。

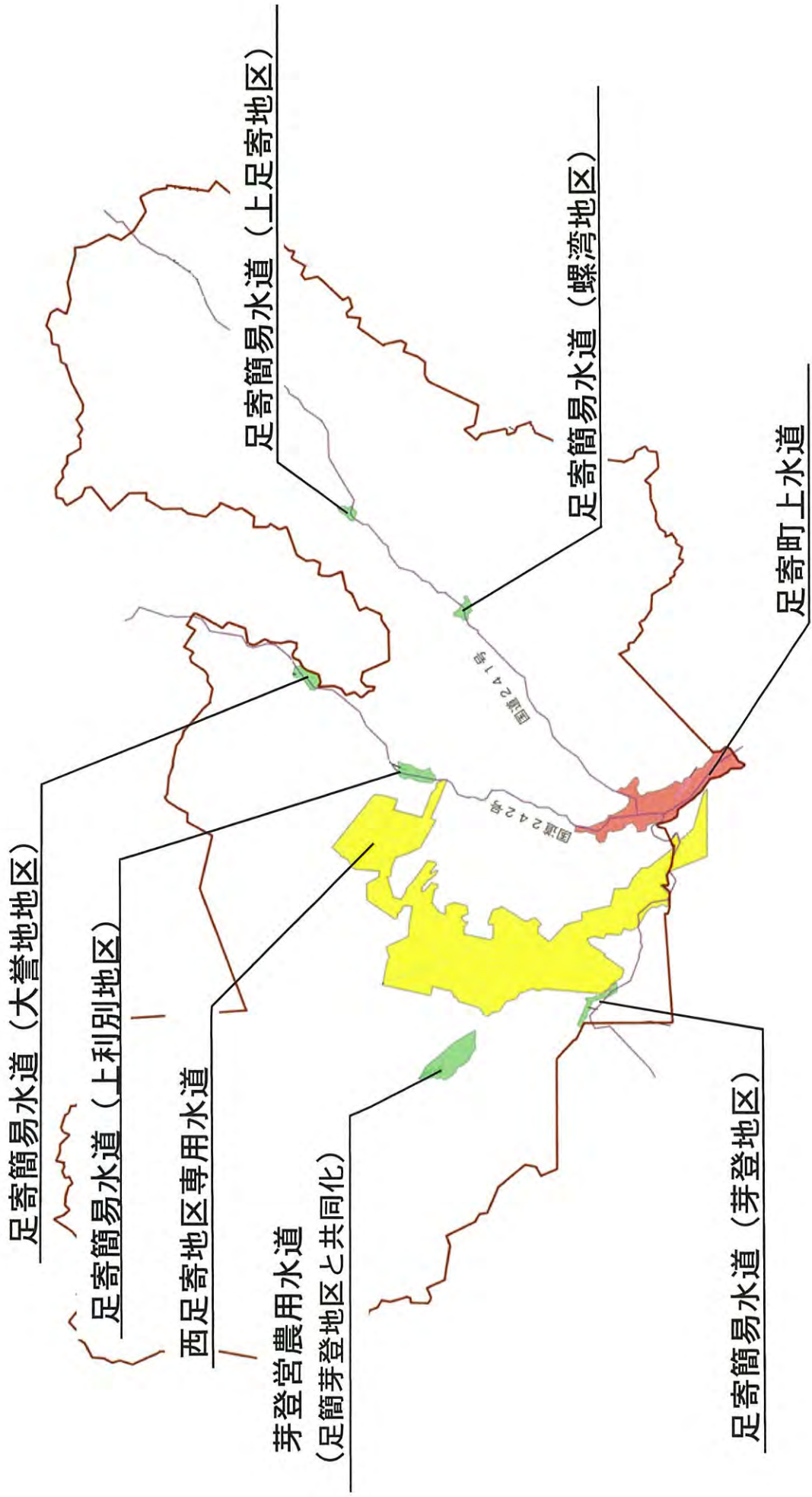
附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 10 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 13 日規則第 8 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

图一1 町内水道配水区域图



別表1 各施設水質検査採水地点

	水源名	水源種別	原水	浄水
足寄町上水道	十勝川水系利別川支流シモアイカップ川左岸	湧水 伏流水	足寄町美盛1番地(元水源) 足寄町里見が丘33番地(常盤浄水場着水池)	足寄町北5条1丁目(北区浄水場)
西足寄地区専用水道	十勝川水系美里別川支流キトウシ川	表流水	西足寄浄水場着水池	足寄町中矢70番地の2 岸山宅
足寄地区	十勝川水系美里別川支流ウエンベツ小川	表流水		足寄町立芽登小学校給水栓
	足寄町螺湾第4水源及び第2水源(石井の沢)	湧水 伏流水	螺湾浄水場着水池	足寄町立螺湾小学校給水栓
	足寄町上利別43番地26	浅井戸	上利別浄水場着水池	スクーールバス車庫
上足寄地区	足寄町上足寄国有林足寄営林署上足寄事業区 127林班	湧水	上足寄浄水場着水池	上足寄消防署
大誉地区	足寄町大誉地町有林野57林班内	湧水 伏流水	大誉地浄水場着水池	足寄町立大誉地小学校給水栓
芽登営農用水道	十勝川水系美里別川支流ウエンベツ小川	表流水	喜登牛浄水場着水池	喜登牛集落センター

